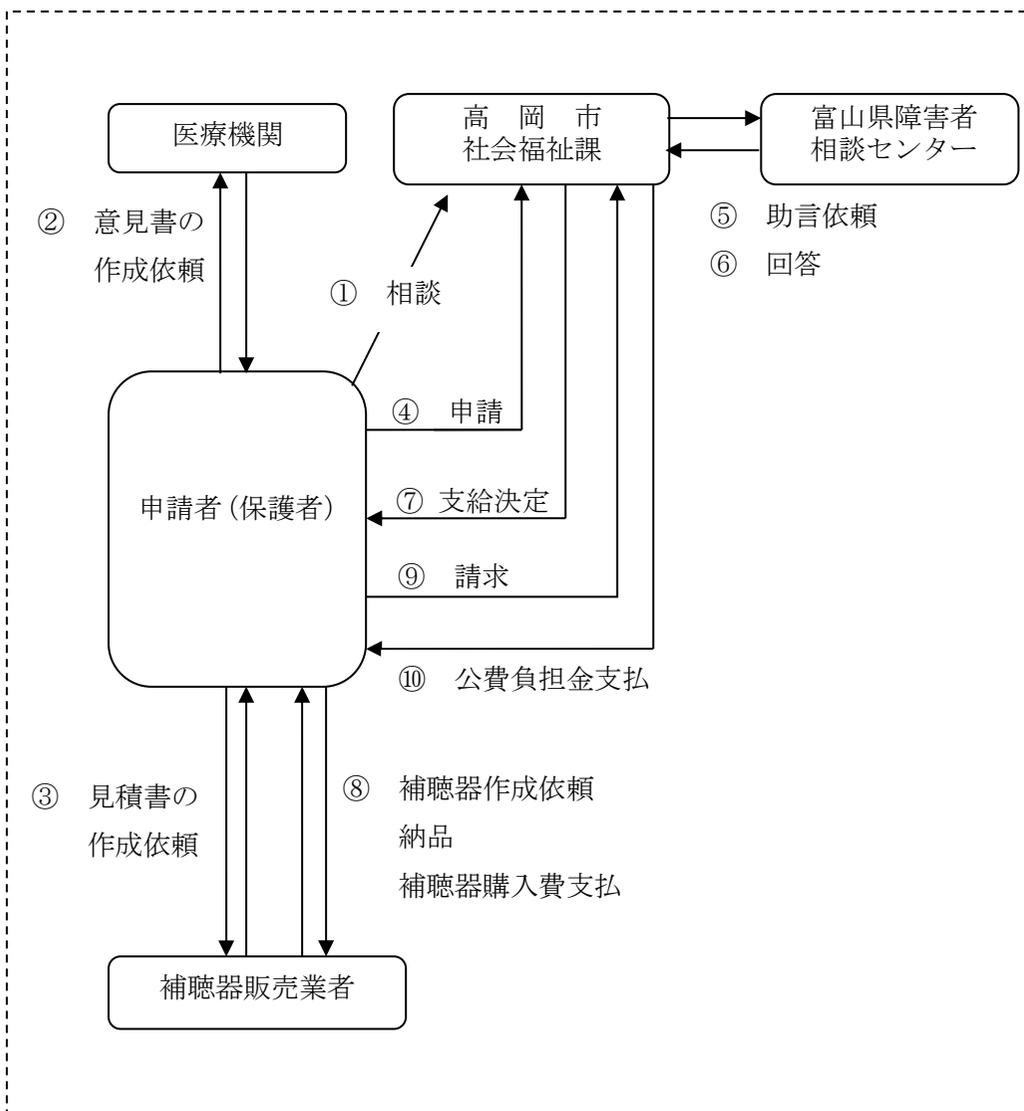


高岡市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等補助事業〈フロー図〉



①	市役所 社会福祉課へ相談（1階⑪番窓口）	市役所に補聴器購入費の一部補助に対する相談を行い、医師意見書、申請書を受け取る。市役所は相談内容を調査書に記載する。
②	意見書作成	申請者は指定の診療機関にて、医師の診察を受け、医師意見書の交付を受ける。（医師意見書の費用は利用者負担となります。）
③	見積依頼	申請者は補聴器販売業者に医師の意見書に基づいた補聴器の見積書の作成を依頼。
④	申請	申請者は下記の申請書類等を市役所に提出する。 (1) 申請書 (2) 意見書 (3) 見積書
⑤	助言依頼	市役所は提出された申請書類等を審査し、必要に応じて、補聴器交付の適否について、富山県障害者相談センターに助言を依頼。（意見書、見積書、調査書を送付）
⑥	助言依頼回答	富山県障害者相談センターは市役所からの助言依頼を受け、審査のうえ、補聴器交付の適否について回答。
⑦	支給決定	市役所は富山県障害者相談センターからの回答を受け、決定通知書を作成し申請者に送付。
⑧	補聴器作成依頼納品 補聴器購入費支払	申請者は決定通知書を受領後、補聴器販売業者へ補聴器の作成を依頼。補聴器を納品後、その代金を支払い、領収書を受け取る。
⑨	請求	申請者は請求書に領収書を添えて、市役所に公費負担額を請求。
⑩	公費負担金額支払	市役所は申請者からの請求を受け、公費負担額を申請者に支払う。